明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（七五）　二
〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二八）　三
○サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二九）　四
○情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三〇）　四
○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する政令（三三一）　四
〔省　令〕
○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務**七六）　五
○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**三一）　五
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一六一）　五
○都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**七五）　一〇
〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**七）　一〇
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（**財務・経済産業**四）　一〇
○労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**厚生労働**三七六）　一一
○専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**同**三七七）　一一
○職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（**同**三七八）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習・環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第七五号）（総務省）

1　地方財政の状況等に鑑み、平成二八年度分の地方交付税の総額について、平成二八年熊本地震による災害に係る復興基金の創設のための特別の財政需要に対応するため、五一〇億円を加算するとともに、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、震災復興特別交付税に充てるための一六五億三、八三一万八、〇〇〇円を加算することとした。（地方交付税法附則第四条関係）

2　平成二八年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正することとした。（地方交付税法附則第一一条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二八号）（財務省）

1　平成二九年に開催される第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣で、一枚を容器に入れたものの販売価格を九、〇〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。